



第4章 施策の内容

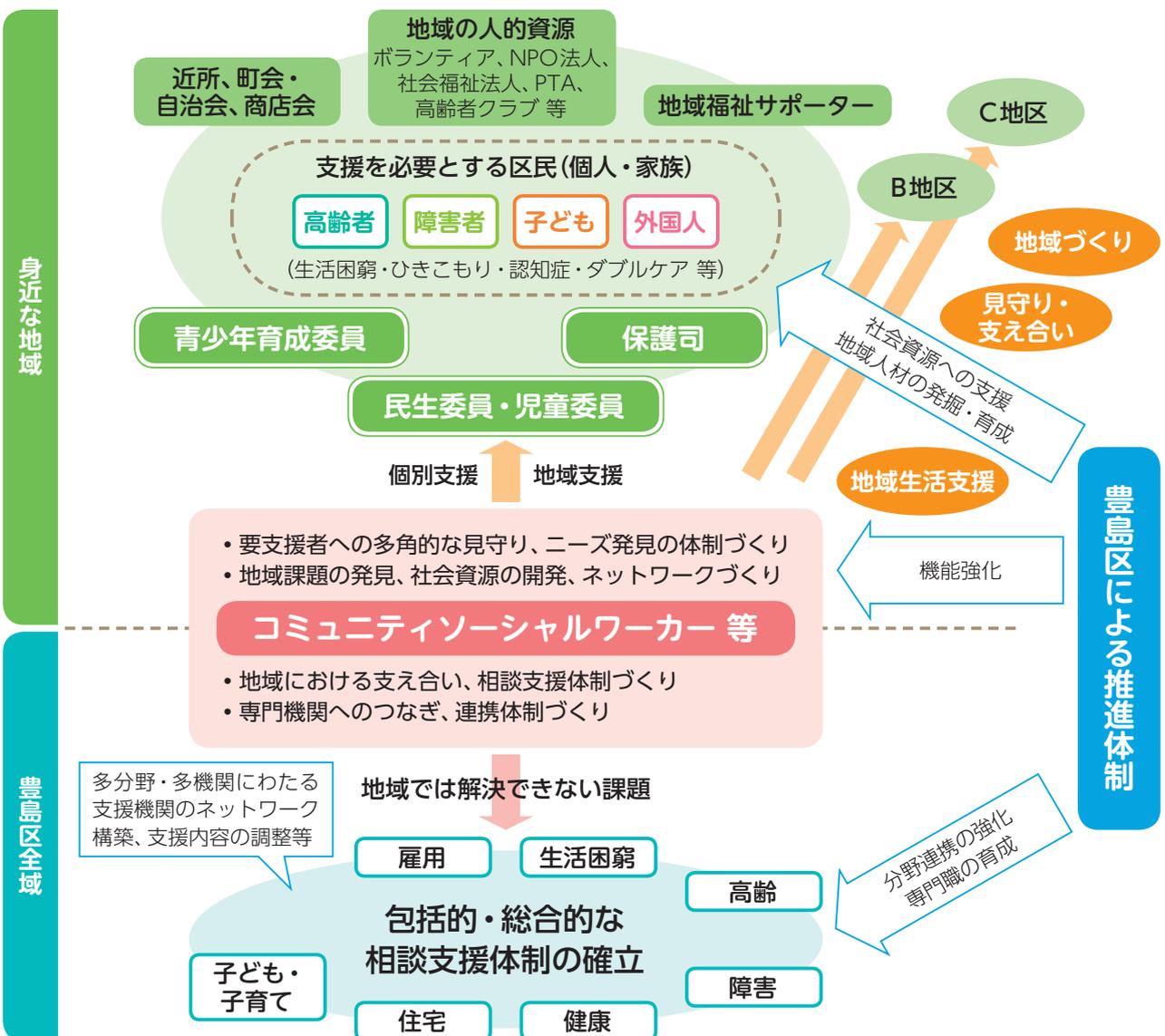
施策①

新たな支え合いの推進とコミュニティソーシャルワーク機能の強化

【 施策の目標 】

地域住民のつながりの希薄化が進む中、地域が抱える課題解決のためコミュニティソーシャルワーク機能を強化し、地域住民、社会福祉法人、ボランティア、NPO法人等による新たな支え合い活動を発掘・育成するとともに、それぞれの支え合い活動のネットワーク化を推進していきます。

コミュニティソーシャルワークと地域づくりのイメージ



取り組み方針①

コミュニティソーシャルワーカーの強化による
地域づくりの推進

- コミュニティソーシャルワーカーは、地域住民や地域の人的資源と連携・協力して、支援を必要とする人への多角的な見守りやニーズの早期発見に向けて取り組むとともに、専門相談支援機関へのつなぎ役を果たします。
- 課題を抱える個人や家族に対する包括的な相談支援などの「個別支援」や地域のさまざまな団体が行う日常活動への関わりなどを通じて地域の実態把握に努めるとともに、生活環境の改善や地域住民の組織化等の「地域支援」を統合的に展開することにより、地域づくりや必要な資源開発を行っていきます。
- 高齢者、障害者、子どもなどの分野ごとでは対応が難しい制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対しては、民生委員・児童委員、青少年育成委員、保護司、高齢者総合相談センター等の関係機関と連携して支援を行っていきます。
- 町会・自治会や民生委員・児童委員などとの連携をより一層高め、これまで以上にきめ細やかな相談支援を行うため、コミュニティソーシャルワーカーを増員し、町会・自治会の12地区を基礎単位として、12地区ごとの地域区民ひろばに配置していきます。また、将来的にすべての地域区民ひろばに配置することを含めて検討するなど、コミュニティソーシャルワーカーの充実を図っていきます。
- 担当地区内のすべての地域区民ひろばで曜日を決めて巡回相談窓口を開設するなど、区民により身近な地域の相談先としての機能を高めます。
- 区は、コミュニティソーシャルワーカーによるコーディネートや資源開発の強化に向け、情報の提供、関係機関との連携強化、人材の育成、活動の周知など、必要な支援を行っていきます。
- 区は、各分野の専門職やコミュニティソーシャルワーカーの連携・協働による活動事例を蓄積・共有し、コミュニティソーシャルワーク機能の強化を図ります。

主な取り組み

- コミュニティソーシャルワーカーの増員・強化
- 巡回相談窓口の開設
- コミュニティソーシャルワークの活動事例の蓄積・共有



取り組み方針②

地域における新たな支え合い活動の促進と担い手の養成

- 町会・自治会等による従来からの地域の支え合い活動を支援するとともに、ボランティアやNPO法人等による「知縁型」の支え合い活動を発掘・育成していきます。
- 地域の居場所づくりやサロン活動等についての情報発信、立ち上げ支援、各活動のネットワーク化等を進めることにより、自主的な支え合い活動の裾野を拡げていきます。
- アクティブシニア等の地域住民が、これまでの経験を活かして新たな担い手として地域活動に参画できる仕組みづくりや関心を高めるための情報発信を進めます。
- 支え合い活動のメンバーの中から、地域保健福祉のリーダーやキーパーソンとなる人材を発掘・育成していきます。
- 地域との関係が希薄になりがちなタワーマンションや都営住宅などの大規模集合住宅等に適した地域コミュニティのあり方や関わり方について検討していきます。

主な取り組み

- 地域の支え合い活動の発掘・育成
- 地域福祉サポーターの育成・活用(社会福祉協議会)
- 大規模集合住宅等に適した地域コミュニティのあり方等の検討

コラム No.3

地域の小さなアンテナ役「地域福祉サポーター」

地域福祉サポーターは、身近な地域で不安や悩みを抱えた人に気づき、声かけ等を行う小さなアンテナ役です。地域福祉サポーターの活動が、具合が悪くなり自宅で動けなくなっていた人の救急搬送につながったこともあります。

また、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員といっしょにサロンや子どもの学習支援といった地域支援活動にも参加しており、こういった活動を通じて地域福祉サポーター同士のつながりも拡がってきています。

豊島区に在住・在勤・在学であれば誰でも登録することができ、平成30年1月現在、個人218名・法人446名の方が活動されています。

取り組み方針③

地域区民ひろば等を活用した
福祉コミュニティの拠点づくりと多彩な居場所づくり

- 小学校区単位に設置されている地域区民ひろばを福祉コミュニティの拠点と位置づけます。
- 地域区民ひろばで実施する介護予防や健康プログラムなどの高齢者の健康活動支援、親子遊びプログラムなどの子育て支援に加え、多世代が参加できる各種イベントや季節行事等を充実させ、子どもから高齢者までの世代間の交流を促進します。
- 地域区民ひろばにおけるセーフコミュニティ活動を一層促進していきます。
- 地域区民ひろばをはじめとする公共施設等のほか、空き家や空き店舗等を活用し、身近な地域の居場所やサロン等の活動場所を増やす方策を検討していきます。

主な取り組み

- 地域区民ひろばにおける世代間交流イベント等の充実
- 空き家や空き店舗等を活用した身近な地域の活動場所づくり

「区民ひろば」の主な事業を紹介します!

世代間の交流

各種イベント・季節行事

地域のみんなで
スイカ割り



卓球交流会

公演、季節行事、世代間交流事業、区民ひろばまつりなど、地域のみんながふれあい、交流できる各種プログラムを実施しています。

文化祭・作品展

書道作品



舞台発表会



区民ひろば利用者個人の活動や、サークルの日頃の成果を発表する場として実施しています。

子育て支援

親子あそびプログラム



ビニールプールで水遊び

お父さん応援プログラム

季節ごとの行事や、体操、歌、工作などを実施しています。

赤ちゃん・ふらっと



授乳、おむつ替えができる施設です。調乳用のお湯の提供、乳幼児連れで利用できるトイレなど、お子様連れのかたが気軽に利用できます。

高齢者の健康活動支援

健康づくり

体操でいきいき



カーリング



転倒予防、認知症予防、筋力アップ体操など、いつまでも健康で元気に過ごすための各種プログラムを実施しています。

生きがいがづくり・仲間づくり

みんなで歌って健康に



ポッチャ体験



趣味・サークル・ボランティア活動を通して仲間ができ、楽しく集えるよう支援します。

セーフティ・プロモーション

各種教室

セーフティ・プロモーションとは、事故や障害などを予防するために、安全の向上に取り組むプログラムです。参加者一人ひとりが、事故などの予防についての大切さを考えられるよう実施しています。



交通安全研修会



安全・安心情報掲示板



災害時備蓄品



あなたもできる 支え合い活動のイメージ

住民参加がなぜ必要か

住民だからこそできることがある

- 身近にいる人の問題が深刻になる前に、その前兆をつかむことができる
- 「ちょっと来て」「ちょっと手伝って」に応えられる
- 口コミで保健福祉サービスの情報などを伝えられる
- 行政制度の枠にとらわれず、「温かさ」「多彩さ」などを発揮できる

地域だからこそもてる力がある

- 地域で住民が重ねてきた助け合いや「ご近所」の底力が内在している

参加する住民にもメリットがある

- 生きがい
- リタイア後の社会とのつながり
- 知識、経験、能力の発揮 など

担い手は？

高齢者だけでなく、学生、子育て世代、PTA、在勤者も

保健福祉分野に限らず、多様な分野で活動する人も

地域の名望家やスーパーリーダーでなくてよい

束ね役になれるキーパーソン、世話好きな人

豊島区で
やってみるなら



個人でできる活動

- 近所の人とあいさつをする
- 隣近所の人と顔見知りになり、「ちょっと来て」「ちょっと手伝って」をし合える仲になる
- 一人暮らし高齢者など気になる人がいたら、安否を気遣う(洗濯物、明かり、新聞など)
- 視覚障害者にまちで出会ったら、声をかけて案内・誘導する
- 点字ブロックの上に駐輪しない ● 障害者福祉施設などの製作品を購入する
- 口コミで福祉サービス情報などを伝え合う ● 子育て中の人に応援の言葉をかける
- 「赤い羽根共同募金」や「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」などに募金する など

地域を通じてできる活動

- 地域で誰でも気軽に立ち寄れるサロンをつくったり、運営を手伝う
- 町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員などが実施する地域行事に参加し、手伝う
- 地域防災組織の活動に参加する など

同じ志をもつ仲間とっしょにする活動

- 既存の枠組みにとらわれず、仲間と組織をつくり活動する
- 高齢者クラブに加入し、さまざまな活動を行う ● 区民活動支援事業補助金を活用する
- NPO組織をつくる ● 健康づくりなどの自主グループをつくる ● 子ども食堂をつくる
- 子どもの学習支援を行う ● 障害者等の団体の会員になって活動する など

仕事を通じてできる活動

- 高齢者、障害者などの採用を進める ● 地域の清掃やイベントを支援する
- 社会に貢献している事業者と優先的に取引をする など

社会福祉協議会を通じてできる活動

- 地域福祉サポーターへの登録 ● 困りごと援助サービス事業の協力員
- リボンサービス事業・ハンディキャップ事業の協力会員
- 豊島ボランティアセンターを通じて、空き時間やできる特技などを活用して、ちょっとした活動(ちょボラ)をする など

豊島区の事業を通じてできる活動

- 高齢者元気あとおし事業、見守り活動協力員、認知症サポーター、介護予防サポーター(高齢者福祉課)
- 障害者サポート講座、手話講習会、スポーツのつどいボランティア(障害福祉課)
- 介護相談員(介護保険課) ● ファミリーサポート援助会員、産後サポーター(子育て支援課)
- ジュニアリーダー、としまスポーツ応援団(学習・スポーツ課)
- 点字図書館ボランティア(点訳・音訳・拡大写本・さわる絵本)、読み聞かせボランティア(中央図書館) など



取り組み方針④

地域住民や地域活動団体等との連携と協働の仕組みづくり

- 区は、民生委員・児童委員、青少年育成委員、町会・自治会、商店会、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間企業、NPO法人、ボランティア、大学・専門学校などが、それぞれの役割に応じた地域活動を行い、各活動が相互に作用していく連携と協働の仕組みづくりを推進していきます。
- 地域で活動する団体や個人が地域保健福祉の増進に寄与する活動をしやすいするため、人材、技術、財政等を含めた支援方策について検討していきます。
- 地域貢献や社会貢献活動への機運の高まりにあわせ、大学・専門学校や民間企業等へ働きかけ、協働事業の実施や協定等を活用して、高度な知的資産の地域への還元、学生や社員の地域保健福祉活動への参加を促進していきます。

主な取り組み

- 大学・専門学校、民間企業等との協働事業の実施や協定等の推進
- ボランティア団体等との連携・活動支援(社会福祉協議会)

取り組み方針⑤

福祉教育の推進

- 福祉についての基本的な知識をより多くの人に広く理解してもらうため、地域区民ひろば、小・中学校、民間企業等において、福祉に関する講演や講座等を実施していきます。
- 高齢者や障害者等との交流体験などを通じて、地域でともに暮らしていくために必要なことを学べるような福祉教育を推進していきます。
- 出前講座やとしまコミュニティ大学など、多様な学習機会を活用していきます。

主な取り組み

- 地域区民ひろば、学校、民間企業等での各種講演・講座の実施
- 出前講座・としまコミュニティ大学等の活用

コラム No.4

街全体をキャンパスに！

豊島区と区内大学との地域連携に関する包括協定

豊島区では、区内7大学^{*}と「豊島区と区内大学との地域連携に関する包括協定」を締結しています。この協定では、「街全体をキャンパスに！」というコンセプトにもとづき、それぞれの人的・知的・物的資源の交流を図り、教育機能の向上ならびに豊かな地域社会の創造をめざしています。

この包括協定から生まれた協働事業のとしまコミュニティ大学は、人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場で、各大学の特色を活かした多彩なプログラムが展開されています。講座は各大学の教室で行われ、平成28年度までに講座744回が実施され、延28,808人もの方が受講しています。

あなたもいっしょに参加してみませんか？

^{*}区内7大学：学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学

コラム No.5

サービスラーニングの取り組み

大正大学＋豊島区＋豊島区民社会福祉協議会

大正大学と豊島区は、「地域の発展と人材の育成に寄与する取組(としま共創事業)に関する協定」を締結しており、その一環として平成26年度より地域区民ひろばを中心にサービスラーニング^{*}を実施しています。

大正大学の学生は、事前に地域やソーシャルワークについて学んだうえで、コミュニティソーシャルワーカーが配置されている区内4か所の地域区民ひろばを拠点として、地域区民ひろばや地域で行われているプログラムに参加・協力します。サービスラーニング終了後には、学生が地域から得た学びや地域活動に対する考察、提案などを地域にフィードバックする報告会を各地域で行っています。

こうした取り組みを通じて、学生は、地域の現状やソーシャルワーク実践の意義を理解し、地域の一員として活動に参加することで、基礎的な実践力を身につけられます。また、地域では、若年層の地域参加が課題となる中で、学生が活動に参加・協力することで活気や変化が生まれるなど、お互いにより刺激となっています。

^{*}サービスラーニング：1980年からアメリカで始まった教育活動の一つであり「社会活動を通して市民性を育む学習」。地域への貢献意識を育み、地域の結びつきを強化するもの。



施策②

包括的な相談支援体制の構築

【 施策の目標 】

既存の組織で対応が困難な、制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える相談者等への対応力を高めるため、区の関係各課、関係機関のチームアプローチによる包括的な相談支援体制を構築していきます。

取り組み方針①

専門相談支援機関の強化

- 一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援や継続的な支援が適切に行われるよう、高齢者総合相談センター等の専門相談支援機関の充実を図ります。
- 高齢者総合相談センターを統括・支援する基幹型センターや、障害相談支援事業所の支援を担う基幹相談支援センターを充実することなどにより、地域の専門相談支援機関のサポート体制を強化し、サービスの質の向上を図ります。
- 医師会・歯科医師会・薬剤師会が開設している在宅医療相談窓口、歯科相談窓口、お薬相談窓口等と連携し、在宅療養生活を支える体制を強化していきます。
- 地域ケア会議や在宅医療連携推進会議等を通じ、多職種・多機関の連携を推進します。

主な取り組み

- 専門相談支援機関のサポート体制の強化
- 多職種・多機関連携の推進



取り組み方針②

より身近な地域の相談先の充実

- 地域の専門相談支援機関の充実を図りつつ、支援を必要とする人が気軽に相談できるよう、より身近な地域の相談先を増やしていきます。
- より身近な地域の相談先としては、民生委員・児童委員、青少年育成委員のほか、区内社会福祉法人が地域貢献活動として実施する「福祉なんでも相談窓口」や地域区民ひろばに配置しているコミュニティソーシャルワーカーなどが考えられます。
- より身近な地域の相談先では、支援を必要とする人の相談を包括的に受けとめ、その場で解決できない問題等の場合は、区の関係各課や高齢者総合相談センターほかの専門相談支援機関につなげます。
- より身近な地域の相談先を区民等に積極的に周知していきます。
- テレビ電話等のツールの活用などにより関係機関のネットワークを強化し、相談者が専門相談支援機関に出向かなくても、より身近な地域の相談先で簡単な相談ができる体制の整備について検討していきます。

主な取り組み

- より身近な地域の相談先の周知促進
- 民生委員・児童委員、青少年育成委員等の担い手確保
- 区内社会福祉法人による「福祉なんでも相談窓口」の取り組み(社会福祉協議会)



コラム No.6

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法にもとづき厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの担当地域において、つねに住民の立場に立って、高齢者や障害者、生活に困っている人などの相談を受け、支援を行ったり必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たしています。また、児童福祉法による児童委員も兼ねており、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援なども行っています。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、住民が安心して相談、生活できるよう、個人情報取り扱いには十分に配慮して活動しています。

事例

民生委員のMさんは、近隣住民から「近所に住むAさんが、洋服を後ろ前に着たり、裏返しのまま着てまちを歩いている」という話を聞き、折を見てAさん宅を訪問したり、民生委員が開催する高齢者サロンに誘うなどして、Aさんの見守りを始めました。Aさんの見守りをする中で、金銭感覚の薄れや徘徊の様子がうかがえ、Aさんに認知症の疑いがあると思ったMさんは、高齢者総合相談センターの職員や保健所の保健師、看護師と相談し、近隣住民やホームヘルパーとも協力して、交代でAさん宅を訪問し、身の回りの世話や話し相手として支援することになりました。

ある日、MさんがAさん宅を訪問すると、玄関前にホームヘルパーが立っており、「訪ねたら鍵がかかっている、呼んでも返事がない」とのことでした。しかし、家の中からはテレビの音がしており、自宅2階の窓も少し開いていました。家の中でAさんに何かあったのではと思ったMさんが、交番の警察官に事情を話したところ、すぐに対応してくれ、警察官によりドアの施錠が外されました。中に入ってみると、居間で倒れているAさんを発見、すぐに救急車が呼ばれ、Aさんは病院へ搬送されて事なきを得ました。

コラム No.7

青少年育成委員とは

青少年育成委員は、地域における青少年の健全な育成を図ることを目的とした自主組織である青少年育成委員会の委員のことです。豊島区内には旧出張所行政区域を単位とした12の地区育成委員会があり、それぞれ創意工夫を凝らし精力的に活動を展開しています。スポーツやレクリエーションを通じた青少年の交流や、青少年の社会参画をうながすさまざまな活動を行い、多くの子どもたちが保護者や地域の大人たちと絆を深め、ふれ合う機会となっています。

取り組み方針③

包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断・連携の強化

- 区の関係各課の連携強化に向け、組織再編を含めた検討を行い、豊島区役所4階「福祉総合フロア」におけるワンストップ相談支援体制を確立します。
- 既存の組織で対応が困難な制度の狭間の課題や複合的な課題を抱える相談者等に対する関係各課、関係機関によるチームアプローチをコーディネートするため、福祉総合フロアに「相談支援包括化推進員(仮称)」を配置します。
- 相談支援包括化推進員(仮称)は、単独の組織では対応が困難な複雑・複合的な課題に対して、関係各課や関係機関と連携を図りながら、必要に応じてケース検討会議等を開催するなど、課題解決に向けた全体調整を行います。
- 既存の会議体を再編して庁内に「相談支援包括化推進会議(仮称)」を設置し、関係各課との連携強化、包括的相談支援体制の推進を図ります。

主な取り組み

- 福祉総合フロアにおけるワンストップ相談支援体制の確立
- 相談支援包括化推進員(仮称)の配置
- 相談支援包括化推進会議(仮称)の設置

コラム No.8

福祉なんでも相談窓口

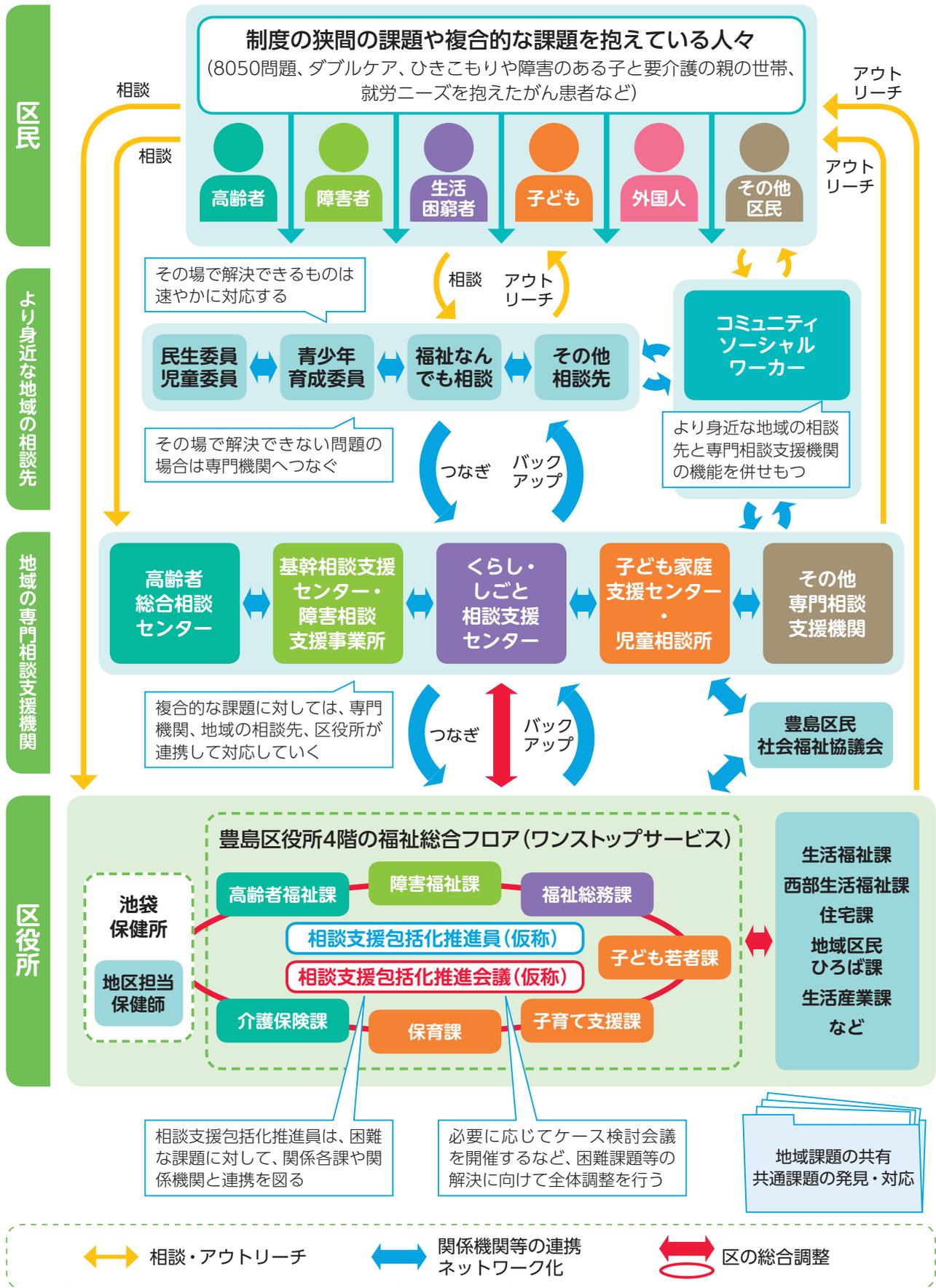
社会福祉法で定められている社会福祉法人による地域公益活動の一環として、平成29年度から豊島区内で高齢者施設、障害者施設、保育園などを運営する26の社会福祉法人(46施設)が共同で無料の相談事業を行っています。

福祉なんでも相談窓口の運営方針

- ① 社会福祉法にもとづく無料の地域公益活動とし、地域福祉の向上に努めます。
- ② どなたでも気軽に立ち寄れる総合窓口をめざします。
- ③ 相談は原則として断りません。どなたのご相談にも応じます。
- ④ 区内の社会福祉法人が全体で相談・課題を共有し、豊かな地域づくりをめざします。



包括的な相談支援体制のイメージ



施策③

問題の早期発見・早期対応の強化

【 施策の目標 】

多様な主体による積極的なアウトリーチ活動を推進するとともに、未然防止、早期発見・早期対応、重度化防止、再発防止等の各段階における日頃からの予防の取り組みを強化していきます。

取り組み方針①

アウトリーチ活動の推進による問題の早期発見・早期対応

- ひきこもりの若者や認知症の疑いのある単身高齢者など、支援が必要であるにもかかわらず自ら支援を求めない人(求められない人)を早期に発見するため、例えば一人暮らし高齢者等への全戸訪問などの積極的なアウトリーチ活動を行い、必要に応じて関係機関による支援、見守りにつなげていきます。
- 関与を拒否する要支援者(セルフネグレクト)に対しては、緩やかな見守りを行いつつ、多職種・多機関の連携により継続的に働きかけ、異変を発見した場合には早期対応を図ります。
- 急速な増加が想定されている認知症は、早期治療により改善が図られたり進行を遅らせられる場合があることから、予兆の段階からの相談を促進するとともに、専門職チームのアウトリーチ等を推進することにより、早期発見・早期診断につなげます。

主な取り組み ● アウトリーチ活動の推進

コラム No.9

アウトリーチ活動とは

アウトリーチとは、「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、医療や福祉の分野で潜在的なニーズや問題等を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援者の方から積極的に訪問して支援を提供することです。

地域にはさまざまな生活課題を抱えながらも、支援制度自体を知らない、相談先がわからない、支援が必要な自覚がないといった、自ら助けを求められない人がいます。

行政の窓口に来た人の相談に応じるだけでなく、窓口に来られない人への支援を積極的に行うことで、問題の早期発見・早期対応、問題の深刻化の予防を図ることができます。



取り組み方針②

地域における見守りの推進

- 民生委員・児童委員、青少年育成委員、高齢者総合相談センターの見守り支援事業担当をはじめ、町会・自治会、商店会、高齢者クラブ、NPO法人、地域福祉サポーター等のボランティアなど、多様な主体による見守り活動を促進するとともに、各活動のネットワーク化を進めます。
- 民生委員・児童委員、町会・自治会、コミュニティソーシャルワーカー等の連携により、災害時用の要支援者地域共有名簿を活用した平時からの見守り支援体制を構築していきます。
- 関係者間の連携を促進するため、個人情報保護に留意しつつ、効果的な個人情報共有の仕組みを整備していきます。
- 郵便・宅配事業者、消費生活協同組合(生協)、インフラ事業者等と連携し、民間企業等の事業中の見守り活動を促進していきます。
- 緊急通報システムや位置情報システム、関係機関の情報共有ツールなど、ICT(情報通信技術)の活用を推進していきます。

主な取り組み

- 多様な主体による見守り活動の促進
- 要支援者地域共有名簿を活用した平時からの見守り支援体制の構築
- 個人情報共有の仕組みの整備



取り組み方針③

予防の取り組みの強化

- 未然防止、早期発見・早期対応、重度化防止、再発防止等の各段階における日頃からの予防の取り組みを強化していきます。
- 生活習慣病をはじめとする疾病や、老齢期のフレイル(虚弱)、嚥下障害をはじめとするオーラルフレイル、要介護状態、認知症疾患等を予防するため、若年期からの健康づくり、介護予防等を推進します。
- 健康診断、がん検診等の受診率向上を図るほか、受動喫煙防止対策、禁煙支援などにも取り組みます。
- 予防活動には、本人へのアプローチだけでなく地域との連携が不可欠であることから、地域の中で主体的に予防活動に取り組むリーダーやサロン等でボランティア活動を行う人材の養成を進めるとともに、地域で予防活動に取り組む人が安心して活動できるよう、専門職によるサポート体制を整えます。
- 認知症等の区民の関心の高いテーマを題材に、予防や早期発見・早期対応の大切さや重要性についての理解促進を図るなど、福祉教育や健康教育を推進していきます。
- 「けがや事故等は偶然の結果ではなく、原因を分析することで予防できる」というセーフコミュニティの取り組みを推進し、区民の安全・安心と健康の質の向上を図っていきます。

主な取り組み

- 若年期からの健康づくりの推進
- 介護予防の推進



施策④

地域生活支援の充実

【 施策の目標 】

住み慣れた自宅や地域で安心して日常を過ごすことができるよう、在宅生活を支える各種サービスや相談窓口の充実を図るとともに、支援を必要とする人・家族の立場に立った切れ目のない支援を行っていきます。

取り組み方針①

地域生活を支える切れ目のない支援

- 年齢やライフステージの変化による切れ目、親や配偶者の死亡等に伴う家族構成の変化による切れ目、さらには抱える問題の状況や程度の変化による切れ目などによって、必要な支援が途切れてしまうことがないよう、多角的、多面的な方策を講じていきます。
- 一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援や継続的な支援が適切に行われるよう相談支援体制を整備するとともに、本人を支える家族等への支援にも取り組んでいきます。
- 地域での安心した自立生活に必要な緊急時のサポート体制について検討していきます。
- 発達障害、高次脳機能障害、難病疾患、若年性認知症など、これまでの制度では支援が十分に行き届かなかった人に対しても切れ目のない支援が行われるよう、専門相談支援の充実や医療・福祉などの関係機関のネットワーク化を推進していきます。
- いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」、「障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯」等をはじめとする複合的な支援を必要とする世帯に対して、区の関係各課、関係機関のチームアプローチにより、世帯丸ごとの支援を行っていきます。
- 障害者の入所施設や病院等からの地域移行・地域定着への支援を検討していきます。
- 人工呼吸器やたんの吸引などの医療的ケアが必要な障害者・障害児等とその家族が、地域で安心して生活できるよう、福祉・保健・医療だけでなく、保育や教育等の関係機関の連携体制を整えていきます。
- 一人ひとりが最期まで自分らしく生きられるよう、エンディングノートなどの終活(人生の終わりについて考える活動)に対する支援方策や、終末期におけるケアのあり方について検討していきます。また、本人が死亡した後の家族等への支援(グリーフケア等)についても検討していきます。

主な取り組み

- 相談支援体制の充実
- 終活支援・終末期ケアについての検討

用語説明

発達障害…主に乳児期から幼児期にかけて発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障害で、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(AD/HD)、その他これらに類する脳機能の障害。

高次脳機能障害…脳卒中(くも膜下出血・脳内出血等)、感染症などの病気や交通事故、転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習面で起こる障害。脳の中の障害のため、外見から障害を見極めるのは非常に困難で、患者本人が自覚していない場合も多く、周囲から理解されず、支援を受けにくい状況におかれている。

8050問題…「8050」とは、「80代の親と50代の子」という意味で、高齢の親と働いていない独身の中年の子とが同居している世帯をさす。ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、収入が途絶えたり、病気や介護などで支援につながらないまま孤立、困窮してしまうことなどが大きな問題となっている。

ダブルケア…子育てと介護が同時期に発生する状態のことで、近年の晩婚化・出産年齢の高齢化を背景に、仕事と子育てあるいは仕事と介護の両立だけでなく、子育て・介護・仕事の両立(ダブルケア負担)に直面する世帯が増加すると予測されている。



取り組み方針②

生活困窮者等の自立支援

- 生活困窮者の生活再建と早期自立を図るため、くらし・しごと相談支援センターにおいて、仕事や生活などに不安を抱える区民に対し、専門の相談支援員が本人だけでなく、子ども等を含めた世帯全体の相談支援を行います。
- 生活困窮者は単に経済的に困窮しているだけでなく、社会的に孤立していたり、従来の福祉制度の狭間にあってサービスの受給対象外となっている場合も多いことから、くらし・しごと相談支援センターは関係機関と連携し、問題解決に向けて個々人の状況に応じた包括的な寄り添い型の支援、伴走型の支援を行っていきます。
- 高齢者やひとり親家庭のほか、ニート（長期離職者）やひきこもりなどのさまざまな生きづらさを抱える若者、さらには刑余者（刑務所出所者等）などに対し、それぞれの状況・特性に応じたオーダーメイドのプランで支援を行います。
- 定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者等に対し、生活や将来に対する助言、就労支援、居場所づくりなどを行っていきます。
- 生活保護受給者とその家族については、労働意欲の減退や家計管理能力の低下など経済的給付を中心とした支援だけでは課題の解決に至らない事例が増加していることから、専門的な知識をもった職員や、社会福祉法人、NPO法人などと連携し、受給者それぞれの状況に応じた自立支援プログラムを展開していきます。

主な取り組み

- 生活困窮者への自立支援の充実
- 生活保護受給者への自立支援の充実

コラム No.10

保護司とは

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアで、保護司法にもとづき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

取り組み方針③

多様な社会参加の促進

- 年齢の違いや障害の有無、経済状況などにかかわらず、自己実現を図りながらいきいきとした生活を送れるよう、社会参加しやすい環境づくりを進めます。
- 支援の受け手としてのみとらえられがちな高齢者、障害者、子ども等が、支え手・担い手の一員として参加・交流する場づくりやきっかけづくりを進めます。
- アクティブシニア等の地域住民が、これまでの経験を活かして新たな担い手として地域活動に参画できる仕組みをつくとともに、関心を高めるための情報発信を進めます。
- 地域の居場所づくりやサロン活動等についての情報発信、立ち上げ支援、各活動のネットワーク化等を進めることにより、自主的な支え合い活動の裾野を拡げていきます。
- 地域区民ひろばをはじめとする公共施設等のほか、空き家や空き店舗等を活用し、身近な地域の居場所やサロン等の活動場所を増やす方策を検討していきます。

主な取り組み

- 社会参加のきっかけづくり
- 地域活動に関する積極的な情報発信

コラム No.11

ひろがっています。「集いの場・サロン」の活動

みなでお茶を飲みながら気楽におしゃべりしたり、体操したり歌を歌ったり、育児の悩みを相談し合ったり……。地域の人々が交流を目的に集まる場所として、区内で100を超える集いの場やサロン活動が展開されています。子育てサロンや学習会、介護予防サロンや認知症カフェなど、さまざまな活動が地域の人々によって自主的に行われ、支え合いの輪として広がっています。

また、地域の人々の「やってみよう」というきっかけを形にするため、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカーなどがサロンの立ち上げにも協力しています。



取り組み方針④

多様な働き方に向けた支援

- 高齢や障害、がん等の疾病などによる心身機能の低下をはじめとする個人の状況や特性に応じて、本人の希望や知識、経験、能力を活かした多様な働き方ができる機会の確保および提供をめざします。
- 安定して働き続けられるよう、就職後のフォローアップを含めたサポート体制の充実に努めます。
- 労働部門と福祉部門の連携を強め、各部門の施策・事業を一体的かつ有効に展開することにより、新たな雇用・就労の開発・創出をめざします。
- 福祉的就労については、自主製品の販売促進や優先調達の推進など、必要な支援を図っていきます。

主な取り組み

- 本人の状況にあわせた就労支援の推進
- 就職後のサポート体制の充実

コラム No.12



ようこそ「caféふれあい」へ！
～ 笑顔がふれあう居場所で
自分らしく～

豊島区役所4階にカフェがあることはご存知ですか？

「caféふれあい」では、精神障害者に働く場を提供し、地域との触れ合いを図ることを目的に、障害のある人もない人も誰もが責任と誇りをもって働ける場所づくりをめざしています。



※広報としま特集版：平成29年12月号より

取り組み方針⑤

多様な住まい方に向けた支援

- 低所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、その他住宅の確保に特に配慮が必要な人(住宅確保要配慮者)が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、居住支援協議会等と連携して情報提供をはじめとする必要な支援を行います。
- 住宅確保要配慮者の安定した居住を支援するため、取り壊し等により転居する場合の家賃助成、空き家を活用した入居支援、身元保証等を行います。
- 住宅部門と福祉部門の連携を強め、「建物」というハードと「サービス」というソフトを一体的にとらえた適切かつ有効なサービス提供に取り組んでいきます。
- 一般住宅での生活に不安がある人のため、住宅内のバリアフリー化を促進するとともに、福祉サービス付きの住宅やグループホーム等の整備を進めていきます。

主な取り組み

- 居住支援協議会等との連携による情報提供および支援
- 高齢化に対応した居住支援の充実



施策⑤ 権利擁護の推進

【 施策の目標 】

すべての区民の人間性が尊重され、自分らしく生きていけるよう、積極的に意識啓発を行います。また、心身の機能が低下した場合にも一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、暴力・虐待防止や権利擁護体制の整備を推進します。

取り組み方針①

人権意識の普及・啓発

- 子どもや高齢者等への虐待・いじめ、配偶者等による暴力、障害者や外国人等への差別や偏見、多様な性自認・性的指向の人々への偏見、犯罪被害者や刑余者(刑務所出所者等)への偏見や嫌がらせ、特定の人種や民族への憎しみをあおるような差別的言動などの人権問題について、積極的に意識啓発していきます。
- 権利擁護の制度や差別解消、暴力・虐待防止などについて、広報としまや区ホームページのほか、相談窓口での案内や講演会・パネル展示の実施など、さまざまな機会や手段を通じて情報発信、情報提供を行います。

主な取り組み

- 人権問題の意識啓発
- 権利擁護、差別解消、暴力・虐待防止等に関する積極的な情報発信・情報提供

コラム No.13

成年後見制度とは

認知症、知的障害もしくは精神障害などで判断能力が不十分な人の日常生活を法的に支援する仕組みです。例えば、お金の管理ができなくなったり、悪質商法にだまされたり、または障害のある子どもの今後が不安なときなどに、後見人が財産の管理、契約の代理や取り消し、介護・医療へのサポートをすることで本人の財産や権利を守ります。➤

取り組み方針②

虐待防止および権利擁護体制の強化

- 地域の多様な主体による見守り活動を促進することにより、地域の目を増やし、高齢者、障害者、子ども等への虐待や権利侵害の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。
- 暴力・虐待、権利侵害等の発見を速やかに支援につなげていくため、相談・通報窓口等の周知を進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。
- コミュニティソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカー、相談支援包括化推進員(仮称)などの働きかけにより、関係機関相互の連携をさらに強化し、組織的な対応を図っていきます。
- 認知症高齢者の増加や障害者の高齢化などを踏まえ、成年後見制度の利用促進を図るため、社会福祉協議会の福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」との連携強化により権利擁護体制の充実を図るとともに、成年後見制度の普及・啓発、関係機関とのネットワークづくりなどを推進していきます。
- 障害者権利擁護協議会を中心に障害者差別解消のための取り組みを推進し、解決のための検討を行います。
- 区は、豊島区子どもの権利に関する条例にもとづき、子どもの権利の観点から施策の充実を図るほか、平成33(2021)年度を目途に「児童相談所」を設置し、子ども家庭支援センター等との連携により、子どもの権利擁護および虐待対策を総合的に推進していきます。

主な取り組み

- 虐待防止・権利擁護に関する相談支援体制の充実
- 成年後見制度の普及・啓発および利用促進
- 子どもの権利推進委員会の設置および子どもの権利推進計画の策定・実施
- 児童相談所の設置

➤ 後見人は、本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士等)などから家庭裁判所が選任します。

また、これから本格的な超高齢社会を迎える中で、将来判断能力が不十分になったときに備えてあらかじめ後見人を決めておく「任意後見制度」や、成年後見制度の趣旨と内容を理解し社会貢献したいという熱意をもった「社会貢献型後見人(市民後見人)」が注目されています。



取り組み方針③

子ども・若者の貧困対策

- すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって成長できるよう、地域全体で子ども・若者の未来を応援する施策を総合的に推進するため、子ども・若者への切れ目のない支援、子どもと保護者を孤立させない支援、行政と地域の連携・協働に取り組んでいきます。
- 経済的に厳しい状況におかれたひとり親家庭等に支援が確実につながるようにするため、子育て、教育、生活から就労の問題まで、ワンストップでの相談支援体制を推進していきます。
- 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のあるすべての子ども・若者が必要な教育を受けられるよう、学習支援・進学支援の充実を図ります。

主な取り組み ● 生活困窮世帯の子ども・若者支援の充実 ● 学習支援・進学支援の充実

コラム No.14

としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」

とこネットは、子どもたちが環境等に左右されることなく学びの機会をもてる地域をめざして、豊島区内で子どもの無料学習支援活動などを行っている団体・行政機関等が参加し結成しました。平成30年3月時点で12団体が区内18か所で無料学習会を実施しており、順次加入団体が増えている状況です。



施策⑥

保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上

【 施策の目標 】

保健福祉サービスの質の確保および向上に向け、区職員や民間事業者の保健福祉専門職等の充実・レベルアップに継続的に取り組むとともに、民間事業者に対する指導および監査の充実を図ります。

取り組み方針①

保健福祉専門職等の育成

- 民間の保健福祉サービス提供事業者が良質なサービスを安定的に供給できるよう、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、公認心理師といった保健福祉専門職等の人材育成や研修参加支援を強化していきます。
- 区内大学や民間企業等と連携し、保健福祉専門職等に対して、より高度で専門的な学習や技術習得の機会を提供できる仕組みを検討し、民間事業者の人材育成活動がさらに促進されるよう支援していきます。
- 児童相談所の設置など新たな行政需要に対応するため、保健福祉専門職等の確保および充実に図ります。
- 資格を有しながら、医療や保健、福祉の第一線から離れている潜在的な専門職等の活用を推進していきます。
- 保健福祉専門職等をはじめとする区職員の現場対応力を高めるため、区と社会福祉法人等との間で職員の派遣交流を実施し、相互のスキルアップを図ります。
- 複雑・複合的な事例に対応する区職員等の、他機関へつなぐ力、コーディネート力を強化していきます。

主な取り組み

- 保健福祉専門職等向けの研修の実施
- 区と社会福祉法人等との間の職員の派遣交流の実施



取り組み方針②

保健福祉サービスの質の確保および向上

- 民間事業者が提供する保健福祉サービスの質の確保および向上を図るため、必要な情報提供、各種講演会や研修の実施、関係機関との連携支援などを行います。
- 社会福祉法人および民間事業者の経営やサービス提供の適正化を図るため、区の関係各課の連携により、指導および監査の充実を図ります。

主な取り組み

- 社会福祉法人および保健福祉サービス提供事業者に対する指導・監査の充実



施策⑦

災害時の 福祉・医療・保健衛生体制の整備

【 施策の目標 】

災害時において特に配慮が必要とされる高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人、その他の人々に対して、災害の予防から避難、災害発生後の支援に至るまで、切れ目のない支援が行われる体制づくりを進めます。

取り組み方針①

災害時要援護者等への支援体制の整備

- 災害時要援護者、避難行動要支援者等を登載した要支援者地域共有名簿を定期的に更新し、区、警察署、消防署・消防団、町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等で共有・活用して、関係機関の連携を強め、安否確認や避難支援体制の整備を推進します。
- 社会福祉法人等との連携により、一般の救援センター(避難所)での避難生活が困難な区民のための福祉救援センター(福祉避難所)の確保に努めるとともに、応援体制や運用ルール等について整備、訓練していきます。
- 災害発生後も自宅にとどまる要援護者等への支援体制について検討していきます。
- さまざまな状況にある人々に対して漏れなく的確かつ正確に情報を伝えられるよう、災害時の情報伝達のあり方について検討していきます。
- 災害ボランティアの受け入れについては、関係機関と連携して、一般ボランティアのほか、保健福祉専門職等の受け入れ・活用等についても検討していきます。

主な取り組み

- 災害時要援護者等への支援体制等の整備
- 福祉救援センター(福祉避難所)の整備
- 災害ボランティアの受け入れ・活用等の検討



コラム No.15

「災害時要援護者及び避難行動要支援者名簿」と「要支援者地域共有名簿」は同じもの？

災害が発生したときに、自力で避難することが困難な人は大きな被害を受けやすいといわれています。そこで、豊島区ではそうした人を地域で支えるため、障害者や要介護高齢者のほか、人工呼吸器使用者等を登載した「災害時要援護者及び避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿を「要支援者地域共有名簿」として、警察署、消防署・消防団、町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に提供し、災害発生時の安否確認等に活用していきます。

コラム No.16

福祉救援センター(福祉避難所)とは

災害が発生し家にとどまることが危険と判断される場合、一時的には区立小中学校等の救援センターに避難しますが、例えば要介護高齢者で嚥下障害があり非常食について配慮が必要な場合や、電力の供給がストップし電池式機器などによるたんの吸引が必要なケースでは、単なる場所の確保だけでなく一般の救援センターとは異なる福祉的な配慮が必要となります。そのような特別な配慮を必要とする人の二次的な避難場所が福祉救援センター(福祉避難所)です。

区分	受け入れ施設(例)
高齢者	特別養護老人ホーム
障害者	心身障害者福祉センター、福祉作業所、生活実習所、特別支援学校 等
乳幼児	保育園



取り組み方針②

防災対策を通じた地域づくり

- 民生委員・児童委員、町会・自治会、コミュニティソーシャルワーカー等の連携により、災害時用の要支援者地域共有名簿を活用した平時からの見守り支援体制を構築していきます。
- 日頃から災害時要援護者や避難行動要支援者等と地域との関係性を高め、日常のあいさつや声かけを促進するとともに、災害時の避難方法や安否確認等についての共通認識を醸成します。
- 区は、災害時要援護者や避難行動要支援者をはじめ、地域で暮らす子ども、中高生、外国人など、さまざまな人たちに防災訓練や避難訓練等への参加促進に向けた支援を行います。

主な取り組み

- 災害に備えた日頃からの関係づくり
- 防災訓練・避難訓練等への参加促進

取り組み方針③

災害時の医療・保健衛生体制の構築

- 医療救護活動を迅速かつ効率的に行えるよう、緊急医療救護所、医療救護所を整備するとともに、緊急医療救護所、医療救護所でトリアージした負傷者を災害拠点連携病院等に搬送する手段を確保します。
- 災害時に妊婦や出産直後の産婦および新生児が災害によるストレス等で生命にかかわる事態となることがないように、衛生面に配慮した妊産婦・新生児対応の補助救援センターを整備します。
- 在宅人工呼吸器使用者に対する災害時個別支援計画を整備するなど、関係機関等の連携による災害時の支援体制を整備します。
- 大規模災害時における、帰宅困難者に対する医療救護活動が迅速かつ的確に行えるよう、公民連携による医療体制の整備について検討していきます。

主な取り組み

- 緊急医療救護所・医療救護所等の整備
- 妊産婦・新生児対応補助救援センターの整備



施策⑧

福祉のまちづくりの推進

【 施策の目標 】

日常生活上のさまざまな障壁(バリア)を解消し、年齢、性別、障害の有無、国籍や人種等の違いにかかわらず、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感し、気軽に外出したいと思える環境づくりを推進していきます。

取り組み方針①

まちのバリアフリー化等の推進

- 鉄道駅や多くの人々が利用する施設などでは、エレベーターやエスカレーター、スロープ、トイレ、視覚障害者用の誘導ブロックの設置、段差の解消などのバリアフリー化を促進します。また、授乳やおむつ替え等の子育て支援スペースや、補助犬等の利用にも配慮した整備を推進していきます。
- 鉄道駅周辺や医療機関、福祉施設などが立地する地区では、円滑な人の移動や施設利用等を促進するため、道路等のバリアフリー化を推進するとともに、道路管理者や警察署等と連携し、路上障害物の撤去に取り組みます。
- 公園の新設や改修とあわせて、気軽に身体を動かせる健康遊具や歩くことを楽しめる園路の整備等を検討していきます。
- 外出支援の強化に向け、地域の利便性を高めるための移動手段について検討していきます。
- バリアフリーデザインに配慮した施設等の整備が進められるよう、「障害者まち歩き調査」をはじめとした移動弱者の視点や意見を反映させる仕組みや方策等について検討していきます。
- 誰にとっても利用しやすいように配慮したユニバーサルデザインの考え方にもとづく施設や設備等の整備を推進していきます。

主な取り組み

- 公共施設等のバリアフリー化の推進
- 障害者まち歩き調査の実施・意見反映

取り組み方針②

情報アクセシビリティの強化

- ICT(情報通信技術)を活用した情報機器の普及など情報提供の手法の幅が広がる中、年齢や障害の有無、国籍や人種等の違いにかかわらず、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう、情報アクセシビリティの強化を図ります。
- わかりやすい案内サイン表示の共通化整備や多言語による情報発信、最新の情報技術を活用した歩行者の移動支援などを推進していきます。
- 移動等に困難を有する人の外出を促進するため、施設等のバリアフリー情報を必要とする人にとってわかりやすく、かつ、最新の状態で提供できるよう、ICTの活用を含めたバリアフリーマップを作成します。
- 区が発信する情報について、受け手の状況にかかわらず必要とする人に適切な情報が伝わるよう、情報発信の手段や方法等について検討していきます。

主な取り組み

- 案内サイン表示の共通化整備
- バリアフリーマップの作成

コラム No.17

障害者まち歩き調査

豊島区のセーフコミュニティの取り組みの一つとして、「障害者の安全対策委員会」を中心に、障害当事者や団体、関係機関でいっしょにまちを歩きながら危険箇所を調査しています。



施策⑨ 福祉と文化の融合

【 施策の目標 】

豊島区の強みである「文化」のもつ包容力を最大限に活かし、一部の人を排除する「社会的排除」から、すべての人を包み込む「社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)」への転換を推進していきます。

取り組み方針①

文化の力を活かした地域づくり

- 区内各地域のそれぞれの文化や特色を活かし、人々が地域に誇りをもち、お互いに支え合えるような地域づくりを促進していきます。
- 地域の人々が互いに手を差し伸べられる緩やかなつながりが生まれるよう、日常のあいさつやちょっとした気づかいをし合える地域づくりを促進していきます。
- 街なかで不便を感じている人々のことを理解し、気づかい、協力できる地域社会となるよう、福祉教育や意識啓発を推進していきます。
- 区民参加の文化芸術振興を通じて、地域の魅力の向上や、ともに暮らしやすい地域の土壌づくりを進めます。
- 高齢者、障害者、子ども、外国人を含むすべての区民が、主体的に文化芸術活動に参加できるような機会提供に努めていきます。

主な取り組み

- 福祉と文化の融合の推進
- 福祉教育・意識啓発の推進

取り組み方針②

多文化共生の促進

- 在住外国人と日本人区民、外国人同士が日常生活における習慣や文化の違いを相互に理解し、交流が促進されるよう、地域の国際交流団体や交流活動を支援していきます。
- 在住外国人が日本語の学習や日本文化に触れるなどの機会や場を増やすためのボランティア活動を促進していきます。
- 地域区民ひろば等で交流事業を実施するなど、在住外国人と日本人区民との交流の機会を増やしていきます。
- 区ホームページ等の広報媒体を通じ、外国人が地域の中で暮らすうえで必要な生活情報を多言語で提供していきます。
- 支援が届きにくい在住外国人に対する相談支援方策について検討していきます。

主な取り組み

- 在住外国人と日本人区民との交流団体・交流活動の支援
- 在住外国人への学習機会・情報発信の充実

コラム No.18

パラアート展で「書」の魅力を世界に発信

「2017アジア・パラアート-書-TOKYO」国際交流展が平成29年11月8日から12日まで豊島区役所1階としまセンタースクエアで開催されました。

パラアート展は、平成21年に東京オリンピックの招致に向けて障害者アートの素晴らしさを広めるため、日・中・韓を中心に始まり、4回目となる今回のテーマは「書」でした。これまで3回にわたるパラアート展の開催を通じて、「書」が世界的に認識し始められていることから、今回は日本の文化である「書」の魅力をさらに深め、障害者の作家交流を通じ、アートの独立したジャンルとして、国際的に発信しました。

日・中・韓の作家によるオープニングパフォーマンスでは、日本から書家の金澤翔子さん、鈴木達也さんによる迫力あふれる揮毫が披露されました。



取り組み方針③

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした スポーツ文化の醸成

- 子どもや高齢者、障害者など誰もが気軽に取り組めるスポーツの紹介、スポーツ選手との交流、スポーツに触れる機会の充実、健康づくりや介護予防につながるスポーツへの参加機会の充実を図ります。
- 地域区民ひろばなど身近な施設でのスポーツ企画などを通じて、多文化交流、多世代交流を促進します。
- ボッチャ、サウンドテーブルテニス、ティーボールのようなユニバーサルスポーツの普及に努めます。
- 東京オリンピック・パラリンピックでのスポーツボランティア機運の高まりにあわせ、地域のボランティア体験や知識習得の機会を設け、地域でのさまざまな支え合い活動へつなげていきます。

主な取り組み

- ユニバーサルスポーツの普及促進
- 身近な施設でのスポーツ参加の促進

